

平成 25 年

第 1 回市議会定例会 議案第 74 号

函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める
条例の制定について

函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める条例を次のように定める。

平成 25 年 2 月 28 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市布設工事監督者を配置する水道の布設工事等を定める
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項および第 2 項ならびに第 19 条第 3 項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）を配置する工事ならびに布設工事監督者および水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(布設工事監督者を配置する水道の布設工事)

第 3 条 法第 12 条第 1 項の条例で定める水道の布設工事は、水道施設の新設または次に掲げるその増設もしくは改造の工事とする。

(1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点または浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備または配水池の新設、増設または大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第 4 条 法第 12 条第 2 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を

除く。次号および第 6 号において同じ。) の土木工学科もしくはこれに相当する課程において衛生工学もしくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、または旧大学令 (大正 7 年勅令第 3 8 8 号) による大学において土木工学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 学校教育法による大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学もしくは高等専門学校または旧専門学校令 (明治 3 6 年勅令第 6 1 号) による専門学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校または旧中学校令 (昭和 1 8 年勅令第 3 6 号) による中等学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 1 0 年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第 1 号または第 2 号に規定する卒業をした者であって、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、または同法による大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号に規定する卒業をした者にあつては 1 年以上、第 2 号に規定する卒業をした者にあつては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第 1 号もしくは第 2 号に規定する課程および学科目または第 3 号もしくは第 4 号に規定する課程に相当する課程または学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得

する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道および工業用水道または水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号に規定する卒業をした者にあつては1年以上」とあるのは「第1号に規定する卒業をした者にあつては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「年数以上」とあるのは「年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

（水道技術管理者の資格）

第5条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1項第1号、第3号および第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号および第4号に規定する学校において、

工学，理学，農学，医学および薬学に関する学科目ならびにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後，同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上，同項第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上，同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において，第2号に規定する学科目または前号に規定する学科目に相当する学科目を，それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後，それぞれ当該各号に規定する卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者

2 簡易水道については，前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と，同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と，「6年以上」とあるのは「3年以上」と，「8年以上」とあるのは「4年以上」と，同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と，同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と，「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と，「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と，同項第5号中「年数以上」とあるのは「年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者が技術上の監督業務を行う水道の布設工事ならびに布設工事監督者および水道技術管理者の資格を定めるため